

## 仕様書（案）

### 1 件名

大田区ものづくり産業等実態調査の実施及び結果検証等業務委託

### 2 目的

今後の政策立案と産業振興に資するため、大田区ものづくり企業等に対して全数調査等を実施し、調査結果などから大田区ものづくり産業等に関する基礎資料を作成することを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### (2) 委託内容

大田区ものづくり産業等実態調査の実施等、経済センサス活動調査の分析及び結果検証等に関わる業務

#### (3) 調査対象地域

大田区全域（必要に応じて一部の調査、分析においては、区外を含む）

#### (4) 業務の実施

ア 受託者は業務遂行に当たり、委託目的及び個々の調査の意図を十分理解した上で、必要な諸条件を満足させるよう、専門的な技術を十分発揮しなければならない。

イ 受託者は業務履行に当たり、必要に応じて大田区上位計画及び関連計画と調整を図ること。

ウ 受託者は、業務遂行にあたり、担当するチーム編成をして作業を進めること。

エ 受託者は、契約後速やかに業務計画書を提出し、区の承諾を得た上で、業務に着手すること。業務計画書には以下の事項を記載するものとする。

(ア) 業務概要

(イ) 実施方針

(ウ) 工程表

(エ) 成果品のイメージ

(オ) 業務遂行上、知り得た情報の保持及び個人情報情報の保護に対する対策

オ 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するために、区と常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び進捗状況を確認するものとする。

カ 各所属及び職員に協力を求める調査及び資料作成については、区と事前に協議すること。

キ 調査及び資料作成に伴い、受託者が区の有する資料・情報などを必要とするときは、事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたときには、これらを受託者に提供することができる。また、受託者は区から貸与された資料を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。万一貸与された資料に損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

ク 受託者は、履行期限までに、成果品を提出し、検査を完了させること。受託者は、履行期限以前においても、区の指示により、成果品を作成する過程で得た基礎資料及びデータを、区に提出する場合がある。

ケ 受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき事由による成果品の契約不適合箇所が発見された場合は、速やかに訂正・補足その他の措置を講じなければならない。

#### (6) 調査の実施

受託者は、調査を実施する前に、区と協議し、承諾を受けること。やむを得ず実施日等を変更する場合には、事前に区の承諾を得るものとする。

#### (7) 再委託について

受託者はやむを得ない理由で業務の一部を再委託する場合は、大田区委託ガイドラインに則り、事前に再委託承認申請書を提出し、区から承諾を受けること。

#### (8) 疑義が生じた場合等の措置

本仕様書に定めのない事項、また疑義が生じた場合については、区と協議の上、決定する。

#### (9) 法令などの遵守

ア 受託者は業務の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

イ 受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者する保険に加入すること。

#### (10) 関係機関・関係者・地元協議

受託者は、関係機関・関係者・地元協議がある場合には、必要に応じて会議や打合せなどに出席し、調査結果を本委託に反映させること。なお、関係機関・関係者・地元協議に必要となる説明資料等や会議の議事録等を作成すること。

#### (11) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報及び機密情報の取扱いについては関係法令を厳守し、個人情報の漏洩・滅失の防止など適切な管理のために必要な措置を講じるこ

と。よって、受託者は知り得た個人情報や他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。本契約完了後も同様とする。

(12) 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

4 委託内容（詳細）

(1) 調査対象企業の選定・抽出

ア 調査対象企業は、区内企業のうち、統計法第2条第9項に規定する統計基準の日本標準産業分類（平成21年総務省告示175号）に掲げる大分類Eー製造業及び製造業等（必要に応じて一部の調査、分析においては、区外企業等を含む）

イ 製造業・製造業等については、経済センサスデータを活用  
なお、総務省からの経済センサスデータの取得は区が行う。

(2) 経済センサス活動調査分析

(3) 調査関係書類作成

ア 調査票

イ 発送・返信用封筒（発送・返信する場合のみ）

ウ 協力依頼文書

エ 調査の概要及び記入説明

(4) 調査関係書類の印刷及び封入・封緘

(5) 調査関係書類の配布・回収

(6) 問合せ等への対応（コールセンター等問合せ窓口設置）

(7) 調査票の照会（電話取材）・整理・点検

電話ヒアリング 100件程度

(8) 調査票データ入力

(9) 調査票提出の督促

(10) データ照会・集計

(11) 調査結果検証

(12) 調査結果速報値・中間報告書提出

(13) 経済センサス活動調査の分析及び調査項目の結果から基礎資料を作成  
小地域単位におけるものづくり産業等の現状の把握等

(14) 区内企業の好事例対象の収集、取材

ア 調査内容

各テーマ（人材確保、事業承継、デジタル化、SDGs・脱炭素化等）  
において先進的な取組みを行う区内企業を選定したうえで、ヒアリングを実施すること。

イ 訪問ヒアリング等 10件程度

訪問ヒアリング先へのアポイント、報告書に掲載する写真データ提供依頼、文面の確認等は区が行う。

(15) 区内企業が活用できる産業支援機関等の支援内容の収集、取材、分析

ア 調査内容

産業支援機関等の支援概要を調査するとともに、特定の支援内容（人材確保・事業承継支援等）については、各支援機関にヒアリングを実施すること。

イ 訪問ヒアリング等 5件程度

訪問ヒアリング先へのアポイント、報告書に掲載する写真データ提供依頼、文面の確認等は区が行う。

ウ 分析内容

4 (15) ア、イを参照し、区内企業が活用できる支援内容の整理を行うこと。

(16) 大田区の物流施設の実態把握と大田区ものづくり産業等との連携可能性についての調査、分析

訪問ヒアリング等 3件程度

訪問ヒアリング先へのアポイント、報告書に掲載する写真データ提供依頼、文面の確認等は区が行う。

(17) 各種報告書作成

ア 調査報告書の作成・印刷

イ ホームページ掲載用コンテンツの作成（PDF版で作成）

ウ 作業報告書の作成・印刷

各種報告書の作成においては、必要に応じて、大田区及び公益財団法人大田区産業振興協会が過去に実施した調査及び国・都等のデータとの比較を実施すること。

(18) 区との事前打合せ・協議等

業務着手段階、調査実施前、成果品納入時等を基本として、その他、進捗状況について毎月1回以上区と協議するなど密接な連携を図り、区が指示した際は、協議内容の議事録を作成、提出すること。

なお、協議については、必要に応じてweb会議を可とする。

## 5 成果品

(1) 成果品及び部数等

ア 調査速報値・中間報告書

(ア) 提出期限 令和6年8月30日（金）

(イ) 成果品 中間報告書

a 紙資料 1部

b 磁気データ 1式

イ 調査報告書

(ア) 提出期限 令和7年3月31日(月)

(イ) 成果物

a 調査報告書 200部

(A4サイズ、必要に応じてカラー含む)

b 調査報告書(資料編) 100部

(A4サイズ、必要に応じてカラー含む)

c リーフレット(概要版) 1,000部

(A4サイズ、カラー)

d 磁気データ 1式

(編集可能な電子ファイル及びPDFファイル)

データベースファイル 1式

(2) 納入場所

産業振興課産業振興担当(工業)

(3) その他

関連資料一式

ア 成果品の内容、デザイン、仕様、提供方法等、詳細は区の指示に従うこと。

イ 監督員の指示により、履行期日以前においても資料提出を行うこと。

ウ 成果品の所有権、著作権は、区に帰属する。

6 その他

(1) 統計情報の二次利用について

本事業では経済センサス活動調査の調査票情報を二次利用する予定であるため、受託者は調査票情報の利用に際し、統計法(平成19年法律第53号)第42条及び第43条の規定を遵守し、調査票情報を適正に管理するとともに秘密漏えいがないように厳重に注意し、以下の項目を厳守すること。

ア 事業責任者は、調査票情報を適正に管理し秘密漏えいがないように注意義務を怠らないこと。

イ 業務上知りえた事項に係る秘密保持の義務を守ること。

ウ 業務上知りえた情報については、善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。

エ 調査票情報等関係資料の適正な管理を行うこと。

オ 調査票情報の転写、貸与及び提供は行わないこと。

カ 調査票情報の利用期間終了後、集計等に用いた調査票情報及び中間生成物の全てを速やかに廃棄し、その措置について区に報告すること。なお、

報告様式は契約締結後に別途指定する。

- キ 調査票情報の二次利用に関する業務の再委託は禁止する。
- ク 調査票情報の利用状況について、必要に応じて検証を受けること。
- ケ 事故又は災害発生時は速やかに報告を行うこと。
- コ 上記ア～ケに違反した場合、調査表情報を速やかに返却するなど、区の指示に従うこと。

(2) 統計情報の二次利用に伴う提出書類

受託者は契約後、速やかに以下の書類を提出すること。

- ア 調査票情報の利用方法等が記載された書面
- イ 調査票情報の利用場所、利用環境、保管場所及び管理方法が記載された書面